

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市防災センター多目的ホール利用許可の取り消し等	
根拠条例・規則等名		さいたま市防災センター条例	
条 項		第6条	
所 管 部 課		消防局 予防部 予防課 (電話：048-833-7509)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	条例、規則に貸出基準が定められており、それ以上の基準を設定することが困難である。	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
備 考			